

# トキ生息環境整備地域活動助成事業実施要綱

平成17年5月25日改正

平成20年4月1日改正

平成28年5月23日改正

新潟県トキ保護募金推進委員会

## (事業目的)

第1条 この事業は、新潟県トキ保護募金推進委員会規約（平成11年5月31日施行）の「トキ保護増殖の支援及び野生復帰を展望した支援」に基づき、佐渡地域におけるトキの生息環境（エサ場、ねぐら、営巣に適した樹木）の創出、保全、管理等及び社会環境（普及啓発、合意形成等）の整備（以下「生息環境整備等」という。）の活動を助成することにより、トキの生息環境整備等を促進し、野生復帰に資することを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 トキの野生復帰に向けた生息環境整備等の活動を行っている団体又は行うこととしている団体で、次の要件を備えているものとする。

- (1) 5人以上の構成員を有する団体であること。
- (2) 組織及び運営に関する規約等を有し、団体が継続的に活動でき、適正な経理が行えること。

## (助成活動及び経費)

第3条 助成の対象は、別表1に掲げるトキの野生復帰に向けた生息環境整備等の活動（以下「助成活動」という。）に必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち、会長が必要と認める経費とする。ただし、次のいずれかに該当する活動経費は、助成対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 政治的又は宗教的活動と認められるもの。
- (3) 他の事業において助成金等の交付を受けるもの。
- (4) 通常的な団体の運営費（事務室等借上料、事務費、人件費等）
- (5) 飲食費

## (助成金額)

第4条 1 団体当たりの助成金の額は年25万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

2 同一団体への助成は、別表1の事業種目ごとに5回を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成を希望する団体は、別記第1号様式による申請書を、会長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 会長は、前条に基づく申請書を受理したときは、その内容をトキ生息環境整備地域活動助成審査会に審査させ、その結果を勘案して助成の可否及び助成金の額を決定する。

2 会長は、助成の可否について前条に基づく申請をした団体に通知する。

(変更申請書)

第7条 前条による助成の決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに別記第2号様式による変更（中止）申請書（以下「変更等申請書」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画が当初の趣旨を変更しないもので、助成対象経費の内訳変更等軽微な変更である場合は、この限りでない。

(1) 助成活動の内容を変更するとき。

(2) 助成活動を中止するとき（助成団体の解散に伴う中止を含む。）。

2 前条の規定は、変更等申請書の決定について準用する。ただし、助成金の額の変更を伴わない場合、会長はトキ生息環境整備地域活動助成審査会の審査を省略することができる。

(完了報告)

第8条 助成団体は、助成活動が完了したときは、別記第3号様式による完了報告書を会長に提出しなければならない。この場合において、完了報告書の提出期限は、活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の報告に係る助成活動が適正であると認めたときは、交付すべき額を確定し、助成団体に通知する。

2 会長は、助成団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときには、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成団体は、前条第1項による通知を受けたときは、別記第4号様式による請求書を会長に提出して助成金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成団体は、1回に限り助成決定金額の2分の1を限度として概算払の請求をすることができる。この場合において、前項の規定は、概算払の請求について準用する。

(現地確認及び書類保存)

第11条 会長は、必要に応じて、助成団体の活動現場及び帳簿等を確認することができる。

2 助成団体は、助成活動に係る関係書類等を2年間保存しておくものとする。

(トキ生息環境整備地域活動助成審査会の設置等)

第12条 会長は、トキ生息環境整備地域活動助成事業を効果的に実施するため、助成を希望する団体の活動計画等について総合的に審査を行うトキ生息環境整備地域活動助成審査会を置く。

2 審査会の委員は、会長が指名する。

(啓発看板等)

第13条 助成団体は、原則として、助成活動を実施する地域において、別紙仕様による啓発看板、又は標柱を設置しなければならない。ただし、標準仕様によりがたい場合は、別仕様でも可能とする。

2 助成団体は、活動の状況について、情報発信に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月19日から施行する。

附 則 (平成17年5月25日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月25日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月23日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業種目及び助成額等

種 目	助成金額	助 成 対 象 活 動	助成対象 団体
<p>生息環境整備</p> <p>社会環境整備</p>	<p>年間 25 万円/団体を 上限</p>	<p>○生息環境の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トキの餌場となるビオトープ等の維持管理</li> <li>・トキのねぐら、営巣林・営巣木の保全</li> </ul> <p>○生息域の拡大に向けた健全な里山の生態系の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・餌場の多様化のための維持・造成</li> <li>・トキの生息に好適となりうる潜在的な環境の確保</li> </ul> <p>○野生復帰に向けた普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トキへの関心を高め、野生復帰の意義に対する理解を深めるための説明会や講演会</li> <li>・トキとの共生を先進的に進める地域の取組紹介</li> <li>・トキをシンボルとした環境学習や研修活動</li> <li>・他地域との多様な交流及び情報交換</li> <li>・トキとの共生ルールの普及啓発</li> </ul>	<p>トキの生息環境整備等の活動を行っている、又は行うこととしている団体</p>
<p>モデル的生息環境整備</p>	<p>年間 25 万円/団体を 上限</p>	<p>○佐渡全体のモデルとなる生息環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、湿地(ビオトープ)、森林等のトキの餌場、ねぐら、営巣林等を有機的に結びつけた総合的な生息環境の維持・確保</li> <li>・個体群の定着が見られる地域における他事業とも連携した一体的な整備</li> </ul>	<p>トキの生息環境整備等の活動を行ったことがある団体又はその構成員が代表者等を務める団体</p>

別表 2（第 3 条関係）

対象経費	対象内容
1 謝 金	講師、指導者への謝礼
2 旅 費	講師、指導者への旅費
3 材料費及び消耗品費	消耗品購入費（砥石・潤滑油等メンテナンス資材、園芸資材等）、作業器具・車両の燃料費、肥料等購入費（薬剤、土壌改良剤）、5万円以下の機材購入費等
4 使用料及び賃借料	研修・会議等の会場使用料、活動用地借上料、作業器具（草刈機、チェーンソー等）・車両借上料等
5 郵送費	郵便料、宅配料
6 啓発費	チラシ等作成費、啓発用看板等製作設置費等
7 印刷費及び製本費	計画書印刷製本費、図面作成費、会議資料作成費等
8 委託料	活動用地の整地作業等に係る委託料
9 その他	活動に必要な経費として、会長が認めたもの

（注）団体の運営費（事務所等の借上料、人件費、事務関係備品・消耗品費、光熱水費等）は対象経費から除く。

別紙（第13条関係）

トキ生息環境整備地域活動助成事業の啓発看板等について

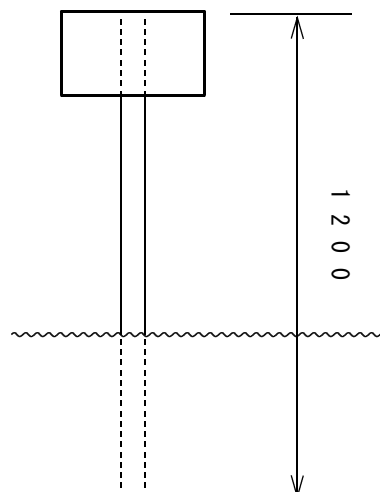
トキ生息環境整備活動助成事業の啓発看板等は、次の仕様を標準とする。  
ただし、標準仕様によりがたい場合は、別仕様でも可能とする。

1 啓発看板

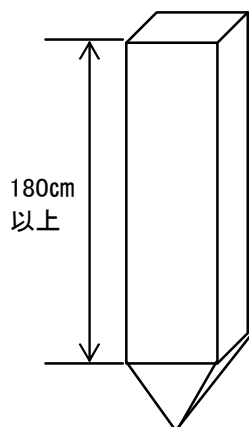
- ・必要最低限の内容表示と耐久性を考慮して、次の材質、規格を選定。

種類	仕様	規格
看板	アルミ	L 2 6 0 × W 3 7 0
支柱	鉄管にメッキ+塗装	L 1 2 0 0

- ・看板には、「新潟県トキ保護募金」の文言及びロゴマーク、活動団体の名称、事業開始年度、取組内容を表示する。



2 啓発標柱



- ・10cm角×長さ180cm以上のもの
- ・標柱面には、「新潟県トキ保護募金」の文言及びロゴマーク、活動団体の名称、事業開始年度、取組内容を表示する。